

## わが国における銀本位制時代の通貨問題

岡 田 俊 平

一

維新政府は、明治三年十一月大蔵少輔伊藤博文を中心とする財政經濟調査団をアメリカに派遣して、ヨーロッパ諸国、アメリカ等の貨幣制度を調査せしめ、あるいはその問題に関する識者の意見を推問せしめた。その結果將來多くの国々が金貨をもって本位とし、銀貨は補助貨幣として用いる貨幣制度に移るようになるのが普通の正理であるという結論に達し、明治四年五月、明治政府は「一円金ヲ以テ原貨ト定メ」二十円、十円、五円、二円、一円の金貨を無制限法貨とする金貨本位制を制定したのである。<sup>(1)</sup>

当時の政府における政策決定者たちは、西欧の文明国がいまだ実施するのに苦慮している金本位制度をわが国が採用することについて「東洋の一小島に於て早く著鞭いたし候儀にて真に痛快此事に御座候」と、後進經濟國の經濟發展にとって重要な要因であるナショナルリズムの強烈さを表明しているのである。

このナショナルリズムを基盤とする經濟發展の意欲を満足せしめた貨幣制度も、わずか七年を経た時には、東洋

#### わが国における銀本位制時代の通貨問題

諸国の多くが銀貨を使用する中であつて、わが国のみが独り金貨本位制を維持することは困難であるという理由で変革されねばならなくなつたのである。すなわち、明治十一年五月に貿易銀を租税其他公私の取引上に一般に通用せしめ、その受払高に制限のないものと定められた。このようにして、貿易銀は一円金貨と同等の本位貨幣としての資格を具へ、わが国の貨幣制度は法制上金銀複本位制になつたのである。しかし現実には、この複本位制にもとづく金銀の法定比価を欧米における金銀比価と比較すると、わが国では銀を高く評価するものであつた。その結果、わが国の金貨は通貨としての機能を失なつて、一種の商品のごとく取扱われるに至り、金貨の流出、退蔵がはげしくなつた。しかも同年十一月には四二〇グレインの増量貿易銀の鑄造を止めて、これよりも四グレイン軽量の旧貿易銀のみを鑄造発行することとし、ついで十二年十月には旧貿易銀を無制限法貨としたのである。したがつて、わが国における銀の造幣価格は金銀の国際比価にくらべてさらに高くなつた。この制度は銀の流入を容易にし、金の流出、退蔵の傾向を強くするものであつて、結局わが国の金銀複本位制を実質的には銀本位制に移行させたのであつた。

しかし、当時国内通貨は政府紙幣、国立銀行券等の不換紙幣によつて占められていたため、本位貨幣に定められた旧貿易銀、すなわち一円銀貨と不換紙幣との間にも購買力の差異が生じ、一円銀貨は国内取引においては通貨の機能を失なつていた。したがつて、通貨価値の安定をはかる政策は、銀貨と紙幣とが平価に流通する状態を実現することに集中されたのである。すなわち明治十二、三年の交に行なわれた政府準備銀貨の放出、十二年の洋銀取引所の設立、十三年の横浜正金銀行設立等の施策はすべて銀価安定を目標とするものであつた。この横浜正金銀行の資本金に対して差加金として政府が出資したのは銀貨百万円であつたし、また同行の貸付業務も紙幣を

貸付けて銀貨をもって返済せしめる方式を主体とするものであった。

明治十五年十月日本銀行が開業し、明治十七年五月兌換銀行券条例が發布された。そしてこの条例は第一条に「兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ於テ発行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス」と定め、また第二条で「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と規定したのである。<sup>(3)</sup>これによって、法制上金銀複本位制であったわが国の貨幣制度は、實際上銀貨本位になったのである。したがって政府紙幣の正貨兌換についても、明治十八年六月六日の布告にあるように「十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換」<sup>(4)</sup>することが定められ、わが国の貨幣制度が現実に銀貨本位に移ったことが確認されたのである。

松方正義によって明治十四年十月以降遂行されたデフレ政策は、紙幣を消却するとともに、正貨の蓄積を並行し兌換券発行の準備をしようとするのであったが、その準備正貨蓄積高の紙幣発行高に対する比率についての計算において、次のような銀貨換算の説明がなされている。すなわち、

「十八年十二月末日ノ準備正貨現在高四千弍百余万円ノ中、国庫ニアル金貨金地金八百七拾弍万八百七拾六円九拾錢三厘、国ニアル外国金貨及荷為替取組中ノ外国金貨ヲ我金貨ニ換算シテ五百八万八千七百零円七拾七錢貳厘、合計千三百八拾万九千五百七拾八円六拾七錢五厘ナリ、之ヲ当時ノ相場ニ依リ銀貨ニ換算スレハ、準備正貨現在高実ニ四千四百九拾八万六千六百弍拾七円余トナルカ故ニ政府紙幣ニ対スル割合ハ五割九厘トナリ」<sup>(6)</sup>と政府保有の正貨の中、金貨、金地金の分は銀貨に換算して、政府紙幣発行高に対する準備比率を示しているのである。

明治二十一年八月兌換銀行券条例の改正があり、その第二条に、

わが国における銀本位制時代の通貨問題

わが国における銀本位制時代の通貨問題

「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」<sup>(6)</sup>

と定められ、法制上兌換券発行は金銀の両金属を準備正貨とするようになった。しかし、同条例の第一条は改正されなかったので、銀行券の兌換は依然として銀貨をもって行なわれることになっていた。「紙幣整理始末」が掲げている「物品輸出入高表」「金銀輸出入高表」等においても、明治二十一年以降は金貨は銀貨相場で換算してすべて銀円をもって掲表しているのである。さらに、明治二十六年に設置された「貨幣制度調査会」の報告においても、現行幣制という表現の内容は銀貨本位制を意味していることが明らかである。この「貨幣制度調査会」はわが国の経済に対して銀本位制がどのような影響を及ぼしたかを調査するために設置されたのであった。その課題は次の三点であった。

一、近時金銀価格変動ノ原因及其一般ノ結果

二、近時金銀価格変動ノ我邦経済上ニ及ボス影響

三、近時金銀価格ノ変動ハ我邦現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要アルヤ否、若シ其必要アリトストキハ新ニ採用スヘキ貨幣本位並施行方法。<sup>(8)</sup>

この調査会の特別委員会は右の一と二の調査課題について、すなわち銀本位制度のわが国の経済発展に対する得失を調査検討したが、その結論は二途に別れて一致を見ることができなかった。「貨幣制度調査会報告」は、次の二様の結論を報告しているのである。

甲結論

「近時金銀比価変動ノ我经济社会ニ及ボス影響ハ全体ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ、然レトモ銀価ノ下落物

価ノ騰貴ハ絶対的ニ国家ノ慶事ト言フヘカラス、況ヤ本位貨幣ノ一時ニ暴落スルカ如キハ経済社会ヲ紊乱スルコト極メテ大ニシテ最モ怖ルヘキモノナルニ於テオヤ、唯銀価ノ向後際限ナク下落スルカ如キハ其絶無ナルヲ信シ、且金銀比価ノ変動ヨリ本邦ト金貨国トニ及ホセル利害ヲ相對照スルニ當リ、本邦ノ利ハ大ニ金貨国ノ利ニ勝リ本邦ノ害ハ金貨国ノ害ニ及ハサルコトヲ明認ス」

## 乙結論

「近時金銀価格變動ノ本邦ニ及ホシタル直接間接ノ影響ハ、或ハ利益トナリ或ハ損失トナリ或ハ弊害ヲ醸スモノアリト雖、一時幾分カ輸出ヲ増進シ、商工業ヲ振起セルハ其利益中ノ主タルモノニシテ、労働者ノ困難及外国貿易渋滞ノ如キハ其損害ノ最モ大ナルモノナリ、而シテ金銀価格ノ變動ヨリ来ル所ノ輸出ノ増進ハ銀ノ輸入ヲ促カシ、通貨ノ増加トナリ、物価ノ騰貴トナリ、遂ニ輸入ノ超過ニ至ルハ事物ノ順序ニ於テ免レ難キ所ニシテ永久全般ノ利益ト認ムコト能ハス」<sup>(9)</sup>

すなわち、前者は銀本位制がわが国の経済発展に有効な要因であったことを認め、銀本位制の持続を支持しているのに対して、後者は銀本位制が物価騰貴を招来する原因となり、わが国の国際収支を悪化せしめるに至る点を指摘して銀本位制に反対しているのである。

このように、銀価下落の情勢の中にあつて銀本位の貨幣制度をとることが、経済発展に関してどのような利害があるかの問題について、明確な結論を得ることは困難であつた。そして、銀本位制度を改正する必要なしとするもの七名に対し、目下改正の必要はないにしても将来改正すべきであると考えるものを含めて、貨幣制度改正の意見をもつもの八名というのが「貨幣制度調査会」の總會の採決した結果であつた。しかし、この銀本位制度

わが国における銀本位制時代の通貨問題

を改正することを必要とするものもすべてが金本位制への改革を主張しているのではなく、金貨本位制を可とするもの、跛行本位制を可とするもの、あるいは金銀複本位制を採用すべしとするものに分裂し、報告書は各意見を排列するにとどめざるを得なかったのである。<sup>10)</sup>

明治十九年以後、わが国がその貨幣制度を事実上銀本位制にした結果、明治二十年代のわが国の経済情勢はどのような推移を示したかの問題を次に検討することにしよう。

- (1) 「貨政考要」上編、六六一―七頁
- (2) 「伊藤博文伝」上巻、五四二頁
- (3) 「明治三十年幣制改革始末概要」二二五頁
- (4) 「紙幣整理始末」(日本金融史資料、明治大正編、第十六巻、七七頁)
- (5) 同右、六七―八頁
- (6) 「明治三十年幣制改革始末概要」一四四頁
- (7) 「紙幣整理始末」(前掲書、一二七―八頁)
- (8) 「明治三十年幣制改革始末概要」二六五―六頁
- (9) 「貨幣制度調査会報告」四―六頁
- (10) 同右、一七一―二七頁

一一

明治五年以前はロンドン銀塊相場は長期にわたって安定していたが、六年以降下落の傾向を現わした。明治四

年、新貨条例を制定したときの国際金銀比価の年平均は金一に対し銀一五・五七であり、明治八年、増量貿易銀の発行を実施した年の国際比価は一六・五九であった。ついで明治十一年、増量貿易銀の発行を停止し、ふたたび旧一円銀貨を無制限法貨とすることを決定した年の国際金銀比価は一七・九四に下落していたのである。これに対して、わが国の貨幣制度の下における一円銀貨の金貨一円に対す法定比価は一六・一七であった。そして、この法定比価は明治十七年の兌換銀行券条例によって銀行券の銀貨兌換制度が制定された後も変更されることなく、明治三十年の金本位制度採用の時まで継続したのである。その期間中の国際金銀比価とロンドン銀塊相場は次表のような状態であった。

年次	ロンドン銀塊相場 ペンス	金銀比価
明治19年 (1886)	45 $\frac{3}{8}$	20.78
20年	44 $\frac{11}{16}$	21.10
21年	42 $\frac{7}{8}$	22.00
22年	42 $\frac{11}{16}$	22.10
23年	47 $\frac{3}{4}$	19.75
24年	45 $\frac{1}{16}$	20.92
25年	39 $\frac{3}{4}$	23.72
26年	35 $\frac{9}{16}$	26.49
27年	28 $\frac{15}{16}$	32.56
28年	29 $\frac{13}{16}$	31.60
29年	30 $\frac{13}{16}$	30.59
30年	27 $\frac{9}{16}$	34.20

(H. M. Bratter, "Silver Market Dictionary" New York, 1933. p.114, 134)

明治四年に一オンス六〇・五ペンスであったロンドン銀塊相場は、それ以後漸次下落して、明治十九年には約四分の三の価格になり、三十年には半額以下に低落したのである。明治二十三年に稍銀相場が回復したのは同年アメリカ合衆国においてシャーマン条例にもとづく銀買上げが実施されたことの影響であるが、同条例も銀の市場価格を造幣平価と等価に維持する効力がなく、三年後には廃止されたのである。このような銀価下落の情勢の中にあつて、明治十七年わが国は事実上銀本

金銀貨幣発行高

年次	5円金貨	1円銀貨
明治13年度	490,080	5,088,110
同 14年度	802,830	3,294,325
同 15年度	429,125	4,478,948
同 16年度	494,345	3,831,168
同 17年度	839,725	5,868,375
同 18年度	649,760	2,076,510
同 19年度	1,153,175	9,332,405
同 20年度	973,360	8,347,617
同 21年度	927,450	9,625,314
同 22年度	1,758,820	7,290,449
同 23年度	883,285	7,443,259
同 24年度	1,121,425	7,809,685
同 25年度	1,365,775	11,645,662
同 26年度	1,310,935	11,782,611
同 27年度	1,674,945	26,785,701
同 28年度	1,405,765	16,491,211
同 29年度	1,046,850	10,934,179
同 30年度	267,570	—

〔造幣局沿革誌〕124—128頁

自明治19年至30年  
金貨1円ニ対スル通貨相場表

年次	相場
	円
明19年	1.246
20年	1.296
21年	1.329
22年	1.312
23年	1.204
24年	1.263
25年	1.409
26年	1.606
27年	1.907
28年	1.898
29年	1.838
30年1月	1.931
2月	1.925
3月	1.977
4月	2.021

(5月以降相場立たス)

〔明治財政史〕第11巻437—442頁

わが国における銀本位制時代の通貨問題

位制をとつたのであるが、十二年一円銀貨を無制限法貨と認めて以来法制上は金銀複本位制であった。したがって当然市場において一円銀貨は金貨に対して減価した交換相場を現わすことになった。ただし明治十三年より三十年までの期間には二十円・十円・二円・一円の金貨の鑄造は全く行なわれず、ただ一ポンド金貨に相当する五円金貨のみが特別の場合の対外支払手段として鑄造されたにすぎなかつたのである。この間の金貨一円に対する通貨相場と、金銀貨の発行高を見ると上表のとおりである。

この金貨に対する銀貨相場の下落について「明治財政史」は

「金貨ニ於テハ一般金銀比価變動ノ結果ニ伴ヒ之カ時価ヲ生スルニ至レリ、然レトモ是レ兌換開始前ノ相場ト全然其性



質ヲ異ニシ、世界金銀比価ノ變動ニ支配セラレタルモノニシテ実に已ムヲ得サルモノアリ」<sup>(1)</sup>

と説明している。世界の銀産出量が増大したこと、ヨーロッパ諸国が相ついで金本位制を採用するか、あるいは銀貨の自由鑄造を停止して跛行本位制に移ったために銀需要を減縮したことが国際銀価格の下落をもたらし、それがわが国の通貨である銀貨に市場相場を生ぜしめるに至ったのである。明治十九年に金貨に対して約二五％の下落を示していたわが国の一円銀貨は、その後統落して明治三十年四月には遂に二分の一にまで低落したのである。

この銀価下落が事実上銀本位制をとっていたわが国にどのような影響をもたらしたであろうか。「貨幣制度調査会」は次のように報告している。

#### 一、銀貨国ニ生スル結果

(一)輸出ノ増進、(二)物価ノ騰貴、(三)債務者及定額納税者ノ負担軽減、(四)農業ノ好況、(五)商工業ノ発達、(六)租税  
其其他収入ノ増加、(七)労働者ノ需要増加、(八)国費ノ増加、(九)給料及労銀ヲ受クル者ノ困難、(十)債権者ノ不利、  
(十一)投機的企業ノ勃興、(十二)金貨国ヨリ輸入物品ノ騰貴茲輸入ノ減少。

#### 二、金貨国ニ生スル結果

(一)債権者ノ利益、(二)銀貨国ヨリ輸入物品ノ下落、(三)国費ノ減少、(四)物価ノ下落、(五)債務者及定額納税者ノ損  
失、(六)商工業ノ不振、(七)金利ノ下落、(八)農業者ノ困難、(九)租税其其他収入ノ減少、(十)給料及労銀ヲ仕払フ者  
ノ困難、(十一)労働者ノ需要減少、(十二)銀貨国ヨリ貨物輸入ノ増加。

#### 三、銀貨国及金貨国ニ生スル結果

わが国における銀本位制時代の通貨問題

物品輸出入表

年次	輸 出	輸 入	輸出入超過
明治19年	48,876,313	32,168,432	16,707,881
20年	52,407,681	44,304,252	8,103,429
21年	65,705,510	65,455,234	250,276
22年	70,060,706	66,103,767	3,956,939
23年	56,603,506	81,728,581	△ 25,125,075
24年	79,527,272	62,927,268	16,600,004
25年	91,102,754	71,326,080	19,776,674
26年	89,712,865	88,257,172	1,455,693
27年	113,245,086	117,481,955	△ 4,235,869
28年	136,112,178	129,260,578	6,851,600
29年	117,842,761	171,674,474	△ 53,831,713
30年	163,135,077	219,300,772	△ 56,165,695

わが国における銀本位制時代の通貨問題

△印は輸入超過  
 明治21年以降は銀円の統計  
 (「明治30年幣制改革始末概要」183—4頁)

(一) 銀貨国ト金貨国トノ間ニ於ケル商業取引ニ渋滞ヲ  
 来スコト、(二) 金貨国ヨリ銀貨国ニ資本ノ放下ヲ減ス  
 ルコト。<sup>(2)</sup>

右の各項のうち、わが国の経済にとって最も有利な影  
 響は、輸出の増進、農業の好況、商工業の発達、労働力  
 に対する需要の増加であるが、輸出の増進について、さ  
 きにあげた調査会の報告書は次のように述べている。

「金銀比価ノ変動ハ輸出ノ増進ヲ促スコト疑フヘカ  
 ラス、何トナレハ金銀比価ノ変動シツツアルニ際シテ  
 ハ銀貨国ノ物品ハ金ニ対シテ一時下落ノ傾向アルカ故  
 ニ之ヲ金貨国ニ輸出スルコト容易ナレハナリ、又銀貨  
 国ニ於テ金貨国ト同種ノ輸出品ヲ有スル場合ニハ競争  
 上勝ヲ制スルコト難カラサレハ、彼此相助ケテ輸出増  
 進スルニ至ルモノニシテ、之ヲ銀貨国ノ輸出入ニ徴ス  
 ルニ概ネ事実ナルヲ認ム<sup>(3)</sup>」

明治十九年より三十年に至る輸出入額を見ると上表の  
 ような状態である。この輸出入額のうち、対金貨国と対銀貨国との貿易についてどの  
 ように異った結果を招いたかの問題を検討し

対金貨国の輸出入額

年次	輸 入		輸 出	
	円		円	
明治19年	20,798,642.26	35,464,142.76		
20年	29,794,155.70	37,568,632.40		
21年	45,674,213.94	49,281,305.13		
22年	42,766,196.77	51,473,106.95		
23年	46,726,406.92	36,824,584.73		
24年	36,577,573.12	55,287,658.41		
25年	38,923,584.57	65,047,028.51		
26年	46,779,406.21	58,705,901.61		

金貨国とはイギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、スイス、オランダ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、トルコ、アメリカ合衆国、ハワイ、オーストラリアを指す。  
 (「貨幣制度調査会報告」110頁)

対銀貨国の輸出入額

年次	輸 入		輸 出	
	円		円	
明治19年	11,276,905.30	11,463,238.40		
20年	14,466,209.41	12,472,222.50		
21年	19,724,182.08	13,261,732.00		
22年	23,016,535.63	16,020,425.75		
23年	28,906,561.54	17,207,368.34		
24年	24,709,568.84	21,584,449.93		
25年	31,534,674.10	23,509,042.62		
26年	38,561,425.38	28,239,597.08		

銀貨国とはシナ、ホンコン、東インド、朝鮮、シャム、フィリッピン、オーストラリア、ペルーを指す。  
 (「貨幣制度調査会報告」111頁)

なければならぬ。それは次表に見られるように、銀価格の下落によって金貨国に対しては輸出の増大・輸入の抑制の効果をもたらし、また東洋における銀貨国に対しても金貨国との競争上有利な立場におかれて、貿易規模を拡大するに至ったのである。国際金銀比価における銀貨国における銀価格の下落にもかかわらず銀の造幣比価を高く維持しているわが国の輸出品を、金本位制を採用している国は廉価に輸入し得ることになった。したがって、わが国の対金貨国の輸出は増大する結果となった。また金本位国の物価は下落の傾向にあったが、その下落の程度は銀価格の下落の程度より少なかったために、金本位国よりのわが国の輸入原価は高価になり、輸入を抑制する効果を生じたのである。

わが国における銀本位制時代の通貨問題

わが国における銀本位制時代の通貨問題

対金貨国貿易は明治十一年を基準にして、明治二十六年における輸入増加率は七一・八%であるのに対し、輸出増加率は二六一・二%に達していたのである。また対銀貨国貿易は輸入増加率五八四・五%、輸出増加率は二〇八・二%であった。

輸出の増大による国際収支の改善は、わが国の正貨蓄積を促進し銀本位を維持することを可能にし、さらにその効果は国内産業の発展、労働力需要の増加へと波及して、わが国経済の近代化を進展せしめた。明治八年以來大隈重信が繰返し健白していた国際収支の改善と国内産業の発展の課題は銀本位制の下に実現されたのである。しかし、銀価格の下落は当然国内物価を騰貴せしめ、明治六年を基準とする物価指数は明治十九年には一〇七であったが、二十六年には一二一に上昇していた。この物価騰貴は財政支出の増加、定額所得者の困窮という悪影響を招来するものである。この点について、「貨幣制度調査会報告」は次のように述べている。

「物価ノ騰貴ニ依リ内地ニ於ケル物品購求ノ経費ヲ増加シ、又金価ノ騰貴ニ依リ金貨国ニ於ケル公館ノ経費及金貨国ヘノ仕払額ヲ増加スルカ故ニ、国費支出ノ増加スルハ避クヘカラサルモノトス」<sup>(4)</sup>

「物価ノ騰貴ニ依リ一般生計ノ費用増加スルニ当リ、給料ヲ受クル者ハ之ト同時ニ其給料増加セサルヲ以テ大ニ困難ヲ感スルニ至ルヘシ、又労働ハ早晚増加スルノ傾向ヲ有スルモ其増加ハ概シテ物価ノ騰貴ニ後ルルモノナルカ故ニ、到底一時ハ疾苦ヲ感セサルヲ得サルナリ」<sup>(5)</sup>

(1) 「明治財政史」第一二巻、四三七頁

(2) 「貨幣制度調査会報告」一〇六一八頁

(3) 同右、一〇九頁

(4) 同右、一四四頁

(5) 同右、一四八頁

三

銀本位制を実施することによって国際収支は順調になり、貿易規模は拡大して、わが国経済の発展に対して積極的な効果をもたらした。しかし他面から見ると、銀価の下落によって、わが国の対金貨国輸出の増加は実質的  
交易条件の悪化の下で達成されていたことが知られるのである。国際金銀比価が明治十九年に金一に対し銀二〇・七八であったのが、二十五年には二三・七二、三十年には三四・二〇に下落した。しかし、わが国の造幣比価は金一に対し銀一六・一七に一定されたままであった。したがって、わが国は金貨国に対しては、常に平価切下げを続けながら貿易を行なっていたということが出来る。それは輸出を伸張せしめることができたとはいえ、一方において金貨国よりの輸入品の騰貴、国内物価の騰貴、定額所得者の困窮、国費の増加という犠牲の上に遂行されねばならなかったのであった。

このような利害をとまなう銀本位制を何故に実施したかのことについて、松方正義は「償金ヲ以テ貨幣法ヲ実施シタル顛末ヲ内閣総理大臣ニ報告」するにあたって、

「政府カ紙幣ノ整理ニ際シテ銀貨兌換ノ制ヲ採リシ結果ハ勢ヒ我国ヲシテ事実上銀貨本位国タラシムルヲ免カレス、是レ貨幣制度ノ整理上已ムヲ得スシテ経過セル一段階タリシナリ、抑モ我国経済上ノ発達ヲ謀ラント欲セハ世界共通的ノ経済界ニ入ラサル可ラス、而シテ之ニ入ラント欲セハ世界ノ大勢ニ順応シテ早晚金貨本位

わが国における銀本位制時代の通貨問題

わが国における銀本位制時代の通貨問題

制ヲ採ラサル可カラス、本大臣固ヨリ之ヲ熟図シタリト雖モ金貨本位制ヲ実施スルニハ巨額ノ金準備ヲ要スルカ為メニ、暫ラク兌換制ノ確立ヲ第一著手トシ徐ロニ最後ノ目的ニ向テ進行セント欲シタルノミ」<sup>(1)</sup>

と、貨幣制度を金本位制へ移行せしめるための過渡的段階における準備方策であったと述べている。しかし銀本位制がわが国の経済発展に及ぼす利害の軽重を評価することは容易な問題ではなかった。それは明治二十六年十月に設置された「貨幣制度調査会」も容易に結論に到達することができず、二十八年六月の第六總會において漸くその結論を採決するに至ったのであったが、その時に銀本位制を改正する必要ありとする者八名に対し、改正の必要なしとする者が七名という状態であったことによっても、当時銀本位制を捨てることは困難な問題であったことが察知できよう。

当時、銀価の下落に対する方策としてどのような貨幣制度を樹立すべきかは、ひとりわが国に限られたものではなく、銀を豊富に保有する国々にとって重要な問題であった。したがって、貨幣用銀の使用を増加し、金銀比価を安定せしめようとする国際複本位制の運動はいまだ終結していなかった。明治二十五年（一八九二年）にはアメリカの提唱によって第三回目の国際貨幣会議がブラッセルに開催され、国際複本位制の採用についての論議がなされているのである。また「貨幣制度調査会」において貨幣制度の改革を必要とする委員八名のうちにも田平五郎と田口卯吉の二名の委員は新たに採用すべき貨幣制度は複本位制であるべきことを主張しており、ことに田口卯吉は万国複本位同盟の成立を必要としているのである。

田口卯吉は金貨本位採用に反対する理由として、金の産出量が不定であるのみならず金価騰貴の割合が銀価下落の程度よりも大である点をあげているのである。さらに、わが国の「新貨条例」に定められた一円金貨を通貨

とする場合には、

「直ニ一円銀貨ノ法貨タルコトヲ廢止シ、日本銀行兌換券ノ銀貨交換ヲ停止シ、漸次兌換券ヲ減縮スルコト  
恰モ明治十五年以後政府ニ於テ紙幣ヲ償却シタル如クシ、其相場ヲシテ終ニ現今式百余円ノ相場アル金貨ト同  
一ニ至ラシメ然ル後金貨交換ヲ開始セサルヘカラス、是レ特ニ之ヲ実行スル至難ナルノミナラズ愈々之ヲ実行  
スルニ至ラハ今日ノ物価ハ直ニ半額ニ下落スルコトナリ經濟社会ノ混乱名状スヘカラサルモノ」<sup>(2)</sup>

があると説き、また現行の一円銀貨と同価の新金貨を鑄造するとすれば約二分の一の切下げを行なわねばならず  
「奇異ナル小形金貨」を本位貨幣とすることになるといふ理由で金単本位制に反対するのである。しかし銀本位  
制もまた銀価低落による本位動搖の弊害をもつもので完全なる本位制度とはいえない。しかるに複本位制は、一  
般にいわれるように交代本位ではなく、金銀両貨併行本位であり、しかも金銀の造幣公価と市中相場とを均一に  
歸せしめるすぐれた制度であるとして、これを提唱しているのである。

銀本位制がわが国の經濟に及ぼす影響は、その利益が大きいという論拠にもとづいて、現行幣制を改正する必  
要なしと主張する七名のうち、和田垣謙三、金井延、渋沢栄一、小幡篤次郎、高田早苗の五名の委員は、将来方  
国複本位同盟が成立する時にはこれに加盟すべきことを条件としていたのである。ここに銀本位制の利点を主張  
する渋沢栄一の意見を見ると次のようである。すなわち、最近の金銀比価の変動はヨーロッパ諸国における排銀  
の傾向が激しいことと、一方金需要が増加するにもかかわらずその産額の少ないことによるのであって、わが国  
においていま金貨単本位制をとるべしと唱える意見はこれを一個の学説又は一国制度上の虚栄を銜う議論という  
べきで、現実に対応するものではないというのである。そして、わが国は銀本位によって利益を享けることきわ

わが国における銀本位制時代の通貨問題

わが国における銀本位制時代の通貨問題

めて大であるとして次のように説いている。

「試ニ連年我外国貿易ノ景況ヲ見ルニ、金銀比価ノ変動ハ恰モ金貨国ニ対スル輸出ヲ保護セル傾向ヲ呈シ、明治十一年ノ対金貨国輸出額ハ千六百貳拾五万四千円ナリシニ明治二十六年ニハ五千八百七拾万六千円トナリテ、殆ト二十六割以上ノ増加ヲ示シ尚ホ益々増進スルノ勢アリ、之ニ反シテ明治十一年ノ対金貨国輸入額ハ貳千七百貳拾参万参千円ナリシニ明治二十六年ニハ四千六百七拾七万九千円ニシテ僅ニ七割余ノ増加ニ過キス、是レ他ナシ金貨国へ輸出スル物品ハ其價格低落シ金貨国ヨリ輸入スル物品ハ其價格騰貴セルカ故ナリ、既ニ輸出貿易増進シテ輸入貿易沮遏スレハ随テ工業ノ発達ヲ促カシ、従来金貨国ヨリ輸入セル物品ヲ内地ニ於テ製出スルニ至リシモノ甚タ多ク、現ニ綿絲紡績、絹織物、木綿織物、洋紙、摺附木等ノ製造ノ如キ其著大ナルモノニシテ、此他数年来ニ勃興シタル各種ノ生産事業ハ殆ド枚挙ニ遑アラス、終ニ學術応用ノ区域ヲ伸張シ労働者ノ需要モ亦頻リニ増加シ国家ノ富源著々トシテ進歩スルヲ見ル、之ヲ如何ソ一般ノ經濟上其利益ヲ享ケタルコト頗ル大ナリト言ハサルヲ得ンヤ」<sup>(4)</sup>

このように銀本位制の持続を主張するもの、あるいは復本位制を可とするものは「貨幣制度調査会」の委員のうち九名に達し、金貨本位を主張する委員六名を凌駕しているのである。したがって、明治十九年以降、わが国はたえず平価切下げを継続したのと同様の効果をもつ銀本位制にもとづいて貿易を行ない、実質的な交易条件の悪化を忍ばざるを得なかったのであるが、この間にわが国經濟の工業化は急速に進展し、いわゆる離陸の段階を進みつつあった事実を認め、銀本位制を高く評価する論者が多数であったことが知られるのである。

しかしながら、銀価の下落が結局為替相場の不安定、物価の騰貴、投機的企業の勃興をまねき經濟を混乱せし



めるに至る状況を無視することはできず、政府は明治二十八年以降専ら金吸収の方策を求め、明治三十年には日本銀行の兌換準備中に金貨三千三百余万円を保有するに至った。これに清国よりの償金取寄せ分金貨六千五百余万を得て、同年二月大蔵大臣松方正義は金本位制実施のために「貨幣法案」を閣議に提出し、三月二十六日貨幣法の制定を見るに至った。この時新一円金貨は当時通用の一円銀貨とほぼ同価格に定められたが、これによって新金貨は「新貨条例」にもとづく本位金貨の半額となり、遂に法制上公けに平価切下げが行なわれたのであった。

- (1) 「明治三十年幣制改革始末概要」 九一—一〇頁
- (2) 「貨幣制度調査会報告」 五〇—六頁
- (3) 同右、五〇—七頁
- (4) 同右、五三—八頁